

起案用紙（委員会記録用）

(1号)

議長	副議長	委員長	事務局長	局長補佐	係長	担当	文書取扱主任
起案日	平成31年2月15日			処理区分	<input type="checkbox"/> 重要 <input type="checkbox"/> 至急 <input type="checkbox"/> 例規 <input type="checkbox"/> 公示 <input type="checkbox"/> 議案 <input type="checkbox"/> 秘		
決裁日	平成 年 月 日			保存	<input type="checkbox"/> 永 <input checked="" type="checkbox"/> 10 <input type="checkbox"/> 5 <input type="checkbox"/> 3 <input type="checkbox"/> 1 <input type="checkbox"/> 即廃		
登録番号	四 議 第 号			公開	非公開理由		
分類番号	04 - 02 - 01			<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 時限非公開 (公開)	四万十市情報公開条例第9条に該当 ()		
簿冊番号	04 - 03						
委員会名	総務常任委員会			会議年月日	平成30年12月14日(金)		
				会議時間	10時00分～10時40分		
出席委員	委員長	山崎 司		委員 寺尾 真吾			
	副委員長	大西 友亮					
	委員	安岡 明					
	委員	平野 正					
	委員	西尾 祐佐		欠席委員			
	委員	廣瀬 正明					
その他	議長	宮崎 努					
	委員外議員	川淵 誠司					
執行部出席者	地震防災課長	桑原 晶彦					
	環境生活課長	渡辺 康					
	総務課長	成子 博文					
	総務課長補佐	岡本 寿明					
	会計課長	高橋 由美					
事務局	事務局長	中平 理恵					
	事務局員	上岡 真良那					
記 録							
平成30年12月定例会において、本委員会に付託を受けた議案3件について委員会を開催し、審査を行いました。その概要については以下のとおりです。							

■委員長挨拶により開会

●まず、付託を受けた第 16 号議案「幡多中央消防組合の共同処理する事務の変更及び幡多中央消防組合規約の一部変更について」と、第 17 号議案「四万十市と幡多中央消防組合との間における消防団事務の委託について」が関連する内容であるため、両議案の説明を受けた後、審査を行った。

【説明：桑原地震防災課長】

昭和 48 年に幡多中央消防組合が発足し、それ以降現在まで組合規約に基づいて事務を行っている。組合規約第 3 条では市町の処理すべき消防事務（①消防本部、②消防署、③消防団）について共同処理することが規定されている。ただし、附則で「消防団の事務は当分の間、市町で処理する」ことも定められている。本市では、本則に基づき消防団事務を組合で処理するよう推進しており、具体的には、大部分の事務処理を組合で内部決裁し（本則どおり）、内部決裁したものを最終的に市が決裁している（「市町で処理する」附則に従う）。一方で、黒潮町では組合が町に事務委託を行い（「組合が処理する」という本則どおり）、町が事務処理を行っている（「市町で処理する」附則に従う）。つまり、両市町で事務の執り方がバラバラの状況である。そのため、平成 27 年策定の第 2 次行政改革推進計画で「幡多中央消防組合による消防団用務への所掌拡大」として、組合を構成する両市町の消防団事務の考えを整理し、規約と実態が相違している役割分担を明確にすることとされた。それを受け、平成 28 年から現行の規約や条例の問題点を整理し、消防団事務の見直しを検討してきた。

関係法令を見ると、消防組織法第 31 条では、消防団事務は消防組織法に基づき推進する広域化の対象とはされておらず、また、消防広域化マニュアルでも「広域化（共同処理・事務委託）にあたっては、市町村と消防団との関係等地域の実情に応じて検討する必要がある。」と規定されている。しかし、現在の幡多中央消防組合規約は、「①消防本部、②消防署、③消防団」の全ての事務が一律に共同処理の対象とされ、四万十市・黒潮町の実態と乖離しており、また、消防団に関する事務が組合規約の「本則」と「附則」の両方に異なった内容で、しかも明確な期限なく定められているため、両市町で規約の解釈が異なり事務も煩雑になっている。

そこで、これらの改善策として、消防組織法等の考え方を基本に消防団に関する事務を整理した。まず規約を変更し、消防団事務を共同処理の対象から除く（明確な期限のない附則も削除）。そのうえで、四万十市・黒潮町の実態に応じた対応を図る。具体的には、四万十市では、消防団事務が明確に市の事務となったことから、地方自治法の規定に基づき組合に「委託」し、決裁も組合で処理することで事務の簡素化を図る（四万十市が組合へ委託する規約の制定）。また、黒潮町では、明確に町の事務となったことから、組合からの事務委託を取りやめる（組合が黒潮町へ委託する規約の廃止）。四万十市と黒潮町の事実上の協議は既に終了し、変更許可権者の高知県にも連絡・調整済である。今後、議会の議決が得られれば高知県に許可申請し、県が変更許可する流れとなる（黒潮町も同じ）。

次に、四万十市が消防団事務を委託する規約についてであるが、地方自治法第 252 条の 14 に「事務の委託」について規定されている。普通地方公共団体の事務の一部の執行管理を他の普通地方公共団体に委ねる制度で、協議により規約を定め事務を委託することとなる。財源は、委託を行う四万十市が予算計上することになるが、従来通り幡多中央消防組合で事務を行い、処理する人員については今までも負担金を払っているため、今回事務を委託することで新たな予算が増えるものではない。また、全国的に見ても事務の委託は多く、消防や救急についても行われている。四万十市と幡多中央消防組合の間では、昭和 48 年の組合発足以来、消防団事務を共同処理できるように人員確保や人件費の負担などの環境整備を進め、すでに整っている。そのため、事務委託を行うことでより消防組織法に沿った事務処理

が可能となり、双方の事務の効率化にもつながると考える。なお、委託による消防団活動への影響と第2次行政改革大綱との整合性についても確認したが、消防団活動については、従来の事務処理や指揮命令系統と変わらないため、混乱が生じることはない（役員会・幹部会等で確認済）。また、市と消防団の連携についても、従前から消防団役員会に市が参加し、考え方や意思疎通が図られる体制づくりを行っていること。平成27年度から消防団・組合・市で四万十市消防連絡協議会を組織し、関係機関による消防業務の円滑な運営が行われるよう努めていることから、問題ないと考えられる。第二次行政改革大綱との整合性についても、委託により事務が悪化する内容はないと考えている。

具体的な事務の委託は業務内容を区分して行う。まず、組合に委託する業務は消防団の運営に関するもので、予算では9款1項2目（非常備消防費）の全部である。理由は、①組合は消防団の活動を熟知しており、円滑な団の運営が期待できる。②消防団運営に必要な経常的経費の支出等に関する業務で、政治的な判断を伴わない。③個々の予算額が小さく、大きな余剰予算が生じない。④ほぼすべての業務をこれまでも組合が処理してきたためである。次に、消防団等の表彰・会議・行事等に関することは市・組合が合同で行う業務とする。理由は、①市と消防団の関係性を希薄にせず、意思疎通を図るため。②これまでも合同で処理してきたためである。予算が9款1項2目のため組合で支出する。最後に、消防団の装備等に関することは市の業務とする。予算は9款1項3目（消防施設費）である。理由は、①投資的な経費で、市の政策的な判断を伴い、議会への丁寧な説明が必要。②予算額が大きく、入札減などの余剰予算が生じる可能性から予算管理を厳密に行う必要がある。③入札・契約・管理・検査等の事務手続きは組合での対応が困難。④ほぼすべての業務をこれまでも市で実施してきたためである。現在、市と幡多中央消防組合で規約制定についての事実上の協議は終了しており、議会の議決が得られれば、消防組合議会で諮った後、高知県に対して委託の届出を行う流れとなる。

【質疑：山崎委員長】

具体的に規約はどのようになるのか。

【答弁：桑原地震防災課長】

今まで共同処理の事務が消防本部・消防署・消防団の事務となっていたため、第3条に「(消防団に関する事務は除く。)」を加え、共同処理は消防本部・消防署の事務に統一する。また、附則中第2項（当分の間、市町で処理する）を除き、関係法令との整合を図るものである。

【質疑：平野委員】

事務を委託することで、現在市が行っている消防団事務の内、除かれるものは何もないのか。

【答弁：桑原地震防災課長】

現在市で行っている消防屯所の光熱水費支払について、今後は消防で行うことになる。また、署と市で行っていた決裁が署で完結するため、市で行っていた決裁が無くなる。

【質疑：寺尾委員】

四万十市と黒潮町で事務の執り方が違うということか。

【答弁：桑原地震防災課長】

そのとおりである。他市町村を見ても消防団事務については様々な方法あるが、今回改正する方法が他市事例を見ても、一番、法に整合するものと認識している。

【質疑：宮崎議長】

黒潮町も事務が変わると思うが、黒潮町議会でもこの内容で進んでいるのか。

【答弁：桑原地震防災課長】

黒潮町でも今議会に提案してもらっている。黒潮町の事務の実態は現状と変わらず、組合が黒潮町へ

事務委託する規約を廃止するだけである。

【質疑：廣瀬委員】

委託により、市が行っていた事務が署へ移るが、市から消防組合へ派遣している事務員がそのまま署の職員という形に変わるのか。それとも今まで本庁で消防団事務を執っていた職員が減り、署で新たに事務員を雇用するのか。それとも単に事務を委託して簡素化を図るものか。

【答弁：桑原地震防災課長】

単に事務を委託して簡素化を図るものである。市から派遣されている職員は消防本部の人件費等の事務を扱っており、消防団事務については、既に消防団事務を執っている係が委託後も行うこととなる。

第 16 号議案、および第 17 号議案について、それぞれ採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、第 19 号議案「公の施設の指定管理者の指定について（四万十市防災コミュニティセンター）」の審査を行った。

【説明：桑原地震防災課長】

南海トラフ地震において津波による甚大な被害が想定されている下田・八東地区については、ほとんどの公共施設が津波浸水区域内にあり、一度発災すると、住民の災害時の対応活動に大きな支障が出る。このため、災害発生時は避難所や災害対応活動の拠点施設、平常時は防災活動の普及啓発・教育・訓練や、地域コミュニティの場として防災コミュニティセンターを整備しており、下田・八東地区では合計 6 施設となっている。

現在、これらの施設については地元地区自治会が指定管理者となっているが、平成 31 年 3 月末に指定期間が満了するため、今後 5 年間の指定管理者の指定についてお願いするものである。

本来、地方自治法の主旨からいうと、指定管理者の指定は公募が原則と考える。しかし、これらの施設は、災害発生時には周辺の状況を早急かつ的確に把握し、必要に応じて迅速に開設する必要があること。平常時には地域コミュニティの場や集会所的な活用が図られることから、地元地区を管理者とすることが効率的かつ住民サービスの向上を図る上で最も望ましいと考えている。

【説明：渡辺環境生活課長】

これら 6 施設の内、双海・深木・山路・井沢・坂本については通常時は集会所としても使用している。そのため、防災コミュニティセンターとして建設しているが、維持管理については環境生活課が担当している。

【質疑：西尾委員】

前回は指定管理期間は 5 年だったのか。また、前回の指定から今回までの間に課題等はあるか。

【答弁：渡辺環境生活課長】

双海は平成 26 年 8 月 1 日、深木は平成 26 年 8 月 1 日、山路は平成 27 年 8 月 1 日、井沢は平成 28 年 4 月 1 日、坂本は 29 年 4 月 1 日からの指定管理開始で、全て平成 31 年 3 月 31 日までの期間となっている。一括更新できるように指定していたものである。施設も新しいことから現時点の課題はないが、今後、年数の経過に伴う心配はある。

採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決した。

●次に、総務課から「最高裁判所裁判官国民審査開票済投票用紙の誤廃棄について」報告を受けた。

【説明：成子総務課長】

平成21年8月30日及び平成24年12月16日に執行された最高裁判所裁判官国民審査開票済投票用紙を、法令では保存年限が10年と定められているところ、同時期執行の衆議院議員総選挙開票済投票用紙と一緒に廃棄していたことが発覚した。開票済投票用紙の廃棄については、衆議院議員総選挙の場合、次の総選挙終了までが保存年限と定められており、衆議院議員総選挙と同時に執行される国民審査についても安易に同じ保存年限で良いと解釈し、法令に定められた保存年限を守らず、平成27年4月17日に廃棄していた。

経緯としては、11月22日に高知県選挙管理委員会から国民審査開票済投票用紙の保存状況について問い合わせが入り（11月21日の朝日新聞において、京都府内17市町選挙管理委員会が最高裁判所裁判官国民審査投票用紙を保存期間を経過せずに廃棄していた報道があり、これを受けて高知県選挙管理委員会が各市町村に調査したもの）、同日、保存庫内を確認。26日に誤廃棄について県に報告した。県内では、34市町村のうち14市町村で廃棄されていた。

今後は認識不足により同じ過ちを起こさないように、法令順守の上、廃棄の際は市文書管理規定に従い適正に処理していく。また、今回の事例及び適切な保存年限、改めた廃棄手順を選挙マニュアルに整備し、二度とこのような事がないように対応策を取った。なお、議長と総務常任委員長には11月22日に報告済である。

【質疑：廣瀬委員】

箱へ保存する際、保存期間の違うものを一緒に保存しているのか。別々に分けているか。

【答弁：成子総務課長】

開票用紙は種類ごとに別々に保存している。ただし、今回のケースは保存年限を衆議院議員と同じように解釈して処理してしまったものである。箱の上に保存年限を表記しているが、残っている物についても改めて廃棄年限を明記し、この度マニュアルも整備して、間違いないようなチェック体制とした。

【質疑：西尾委員】

誤廃棄に関する罰則の有無は。また、何年分が残っているのか。

【答弁：成子総務課長】

県から適切に保存年限を守るように指導は来たが、罰則については特に定められていない。平成26年、29年の国民審査が残っている。

【質疑：西尾委員】

今後の対応に「決裁を経てから廃棄する」とあるが、今まで決裁を行わずに廃棄していたのか。

【答弁：成子総務課長】

今までも決裁はしていたが保存年限を誤認識していたため、決裁を間違っ得ていたことになる。

●次に、会計課から「生活保護費（12月分）のデータ未送信による支給時間の遅延について」報告を受けた。

【説明：高橋会計課長】

生活保護費（12月分）の支給事務において、銀行へのデータ送信にミスがあり、生活保護費受給者と金融機関等関係者の皆様にご迷惑をかける事態となった。

経過としては、12月の生活保護費支給日は12月3日であったが、受給者からの問い合わせで金融機関での引き出しができる午前9時の段階で受給者口座に入金されていないことが発覚した。直ちに会計課・

金融機関において事後処理をし、11時頃から順次入金処理が進み、当日の午後2時頃までには各銀行での引出が可能となった。しかし、当日早々に引出を予定していた数十名の方から問い合わせや苦情が寄せられ、謝罪対応を行ったところである。

原因は、通常、生活保護費等多数の支払手続きのある事例については、支給日の2日前に指定金融機関へ支払金額等のデータを送信しているが、このデータ送信ができていなかったものである。データ送信は所管課からデータを預かり、会計課内の金庫に保管する際、担当者が送信一覧表に記載し、日々その表を確認してデータ送信を行っている。しかし、今回はその記載が抜けていたために送信漏れとなった。なにより、データ送信日の管理が送信一覧表への記載のみで、複数のチェック体制が取れていなかったことが根本的な原因である。

今後の事務改善策として、①データ送信日の確認を予定表への記載だけでなく、複数の職員（データ支払の伝票を審査した職員、データを保管する職員、データを送信する職員、データ送信票の作成職員等）がそれぞれ把握して確実にデータ送信すること。②支給日が年間で確定しているものについては、所管課から支給予定日の報告を求め、複数の職員が事前に送信日を把握し、データ送信漏れがないように確認することとした。

今回は金融機関の迅速な対応により、その日の午後2時頃までには全員が生活保護費を引き出せるようになったが、受給者の多くの皆様にご心配とご迷惑をかけ大変申し訳ないと反省している。今後は、データ送信の遺漏がないよう、会計課職員一同適切な事務処理を徹底していく。なお、議長並びに各常任委員長へは12月4日及び5日に報告済である。

【質疑：大西委員】

事務手続きのミスは気をつけていただきたい。それと、生活保護費受給者が福祉事務所へ問い合わせた際に「3時頃入金されるので大丈夫です」という回答を受けたようである。受給者は不安に思っていたので、もう少し詳しい、配慮ある説明であれば納得できたと思われる。今後はその点をお願いしたい。

【答弁：高橋会計課長】

当日の説明については、会計課も金融機関に連絡し「できるところから送金する」ということで、どこの金融機関から処理できるか明確でなかったため、曖昧な説明になってしまった。今後、このようなことがないように事務を執るとともに、詳しい情報が入った際はそれを教えてもらい所管課にも連絡すべきだと考えている。

【質疑：安岡委員】

このような事態は初めてか。確認不足、責任者のチェックが機能していなかったことは市民の不安に繋がる。今後の対応も含めてどうか。

【答弁：高橋会計課長】

私の知る限りでは初めてと認識している。複数の職員がデータ送信日を把握できる状況にあるにもかかわらず、送信日の確認を一覧表のみで行っていたことが一番の問題であった。これを受けて、送信一覧表を頼るのではなく、それぞれの職員が個々のスケジュール管理の中で、目に付くところで送信日をチェックするように改善した。

●次に、会計課から「平成30年7月豪雨災害に伴う高知県災害見舞金の配分について」報告を受けた。

【説明：高橋会計課長】

平成30年7月豪雨では高知県をはじめ西日本に大きな被害がもたらされた。この災害に当たり、多くの皆様から高知県等へ義援金が寄せられ、それを高知県が配分したものである。

四万十市内の被害状況は、住宅の一部損壊3世帯・床上浸水1世帯・床下浸水4世帯となっており、西土佐地域6世帯・中村地域2世帯の合計8世帯に災害見舞金が配分された。

高知県災害見舞金の配分は、高知県災害見舞金配分委員会で被害の区分ごとに点数を設定し、1点当たりの単価を算出。その後、市町ごとの点数に単価を乗じて配分額が決定されている。平成30年8月24日に1回目、10月29日に2回目の委員会が開催され、それぞれ配分額が決定された。高知県の災害義援金受入状況は、高知県へ78,150,933円、共同募金会へ22,410,941円、日本赤十字社へ70,424,509円の合計170,986,383円（11月22日時点）で、その内の約5千万円は1次配分として既に配分済である。

四万十市への配分は、1次配分は8月31日に52万円、2次配分は11月30日に157万900円が会計管理者口座へ入金された。1次配分は一部損壊・床上浸水とも一世帯各13万円。2次配分は一部損壊・床上浸水に追加分として各372,725円と、新たに支給対象となった床下浸水に各2万円が配分されている。また、この義援金については四万十市災害義援金取扱要領に沿って四万十市災害見舞金配分委員会を開催し、高知県の配分額どおりに被災者へ配分することが決定した（1次配分は9月10日、2次配分は12月10日に決定）。

被災者への配付は、現金支給で福祉事務所及び西土佐福祉こども分室の職員が配付することとなっているため、1次配分は9月13日から9月18日にかけて配付終了。2次配分は12月28日までに配付終了予定である。

— 小休中 —

■事務局から報告事項

○幡多6市町村の議会議員研修について

■2月の閉会中の委員会の日程についても協議した。

○2月18日とすることに決定した。

— 正 会 —

■委員長報告の作成を正副委員長に一任し委員会を終了した。